

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：農林水産費 項：林業費 目：森林整備費

事業名 森林整備活性化資金制度利子助成事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 治山課 水源林保全係 電話番号：058-272-1111(内3165)

E-mail：c11519@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 16,411 千円 (前年度予算額： 17,110 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	17,110	0	0	0	0	0	0	0	17,110
要求額	16,411	0	0	0	0	0	0	0	16,411
決定額	16,411	0	0	0	0	0	0	0	16,411

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・林業は、木材価格の低迷等により林業経営の採算性が著しく悪化しており、森林所有者の経営意欲が減退し、森林の適切な管理が十分に行われていない状況。
- ・このような中で、森林所有者の経営意欲を喚起しつつ、森林の整備や後継者育成・強化措置を図ることが必要。

(2) 事業内容

○森林整備活性化資金制度の内容

- ・知事から森林整備合理化計画(※1)の認定を受けた林業者は、日本政策金融公庫株式会社(以下「公庫」という。)から林業基盤整備資金(造林)(有利子)又は林業基盤整備資金(利用間伐推進)(有利子)(※2)と森林整備活性化資金(無利子)(※3)を併せて借り受けることができる。

(※1)森林整備合理化計画

施業委託を集約するなどして事業実行を合理化するための計画

(※2)林業基盤整備資金(造林・利用間伐推進)

金利 0.16~0.45%(令和2年9月18日現在)

(※3)森林整備活性化資金

償還期限 30年以内(うち据置期間20年以内)

対象事業 ・森林環境保全直接支援事業等の造林補助事業(補助残融資)
・利用間伐を推進するために必要な資金

融資条件 林業者に対する県の利子助成(林業基盤整備資金)、補助率上乘せ又は補助金交付のうち、いずれかの財政支援措置が行われること

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・「森林整備合理化計画」の認定を受けた者が森林整備活性化資金制度により融通を受ける場合、県の財政的支援措置が条件となっているため。
- ・県は、借受者の負担する林業基盤整備資金の残高に対し、以下の条件で利子助成を行う。

$$\text{利子助成金} = \text{林業基盤整備資金の平均借入残高} (\text{※4}) \times 0.8\% \\ (\text{特別の場合} 1.3\%、1.6\%)$$

(※4) 平均借入残高

当該年度の4月1日から3月31日までの毎日の借入残高の総和を365で除して得た金額。ただし、森林整備活性化資金借入残高の 2.5倍（特例適用の場合は同額又は2/3倍）を限度とする。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
利子助成金	16,411	森林整備活性化資金利子助成金
合計	16,411	

決定額の考え方

--

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	森林整備活性化資金制度利子助成金
補助事業者（団体）	公益社団法人岐阜県森林公社 公益社団法人木曾三川水源造成公社 (理由) 両公社が公庫から借り入れた資金の利子助成であるため
補助事業の概要	(目的) 森林公社等の経営の安定化 (内容) 公庫から借入れた資金の利子助成
補助率・補助単価等	定率 (内容) 借入残高の0.8%、1.3%、1.6% (理由) 要綱において規定されているため
補助効果	森林公社等の経営の安定化
終期の設定	終期 令和8年度 (理由) 経営改善計画の終期

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>利子助成により森林公社等の事業運営の安定化を図るとともに、収入源である利用間伐事業の面積を増加させる。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
① 利用間伐事業 面積 (森林公社) (単位：ha)	214	214	600	600	600	
② 利用間伐事業 面積 (三川公社) (単位：ha)	233	233	407	407	407	

補助金交付実績 (単位：千円)	H30年度	R元年度	R2年度
	18,483	18,073	17,637

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用間伐事業の実施面積は、岐阜県森林公社が214ha、木曾三川水源造成公社が233haである。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p>
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p>
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 3	分収造林事業は、まとまった木材販売収入が得られるまで長期間を要することから、それまでは補助金と借入金に頼らざるを得ない。資金の借り入れにあたっては、県が利子助成をすることにより実質無利子化とし、経営の安定化を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満) 	
(評価) 1	木材販売収入を増やすため、積極的に搬出間伐を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 1	公社の運営にあたっては、経営改善計画に基づきコストの削減に努めており、効率的な事業運営が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 森林整備活性化資金利子助成制度は、県が利子相当額を助成することで、森林公社等が日本政策金融公庫から借入れる資金を実質無利子化するものである。 森林公社等の経営の安定化のためには、無利子資金を借りることが有効であり、今後も利子助成を行う。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 森林公社等の運営基盤を確保するため事業継続が必要不可欠である。
--